

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額使用期限 (注2)	署名日 署名地 (効力発生日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ニジェール	食糧援助に関する日本国政府と ニジェール共和国政府との間の 交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる 米及びその輸送に必要な役務の供与	500,000千円 H20.3.31まで	H20.2.29 アビジャン ン(コート ジボワール) で (同日)	日本側 西内和彦在ニジェ ール臨時代理大使(コー トジボワールにて兼轄) ニジェール側 ヤクバ・バ カネ在コートジボワール ニジェール大使	H20.3.17 164号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の使用期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。